

平成28年 第13回

# 戸田市教育委員会定例会

平成28年12月12日（月）午後4時00分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第13回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第39号 戸田市教育基金条例（案）について…………… 1

議案第40号 特別支援教育推進計画について……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成29年1月26日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市教育基金条例（案）

（設置）

第1条 戸田市名誉市民である中村隆俊氏からの寄附金の趣旨に基づき、本市に在住する中学生及び高校生の教育の向上及び振興に寄与するための資金に充てるため、戸田市教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、教育の向上及び振興に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 教育委員提案について

平成28年第13回教育委員会(定例会)

平成28年12月12日(月)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案について

ページ

- ① 小学校英語モジュール授業の進捗状況について…………… 1  
(教育政策室)
- ② いじめへの情報共有・対応について…………… 2  
(教育政策室)

小学校英語モジュール授業の進捗状況について(平成32年度に向けた戸田市英語教育推進プラン イメージマップ)

年 度		平成28年度	平成29・30年度	平成31年度	平成32年度	
国の動向 (主に小学校の予定)		学習指導要領改訂に向けた協議及び段階的な先行実施(平成30年度より)		小学校新学習指導要領 先行実施	小学校新学習指導要領全面実施	
戸田市 小学校 英語 (活動)	研究 内容	授業時数の増加に向けて 1 各学校の状況に合わせた、授業時数増の取組や研究の推進 2 短時間学習の確実な実施 3 高学年教科化に係る評価の研究			戸田市の新しい英語教育	国の 英語教育 改革
	学年					
	1・2年生	10時間程度+a 45分:年10時間程度 短時間: 15分 ※各校の取組による	15~20時間程度 45分:年10時間程度(T.T.) 短時間:15分×週1回× 34~5週=11時間程度	20時間程度 45分:年10時間程度(T.T.) 短時間: 15分×週1回×35週=11時間程度	20時間程度 45分:年10時間程度(T.T.) 短時間:15分×週1回×35週=11時間程度	0 時間
	3・4年生 平成31年度末 まで 教育課程特例校	35時間+a 45分:年35時間 短時間: 15分 ※各校の取組による	40~70時間 45分: 週1回×35週=35時間 短時間: 15分×週1~3回で実施	70時間 短時間: 15分×週3回×35週=35時間 45分: 週1回×35週=35時間	70時間 短時間:15分×週3回×35週=35時間 45分: 週1回×35週=35時間 ※平成32年度以降に向けて、教育課程 特例校を申請する(45分授業を確保) 総合35(-35)英語+35 短時間 35	35 時間
5・6年生	35時間+a 45分:年35時間 短時間: 15分 ※各校の取組による	40~70時間 45分: 週1回×35週=35時間 短時間: 15分×週1~3回で実施	70時間 45分: 週1回×35週=35時間 短時間: 15分×週3回×35週=35時間	70時間 45分: 週1回×35週=35時間 短時間:15分×週3回×35週=35時間 総合70 英語35 短時間35	70 時間	
戸田市 中学校 英語	全学年 研究はすべて 継続して行う	1 オールイングリッシュの授業 すべての授業をオールイングリッシュで行うことを基本とする 2 CAN-DO リストを活用した授業改善・指導力向上 CAN-DO Small Steps(学期ごとのCAN-DO)リストの開発 3 小学校英語教育の変化に対応した中学校英語教育の改善 小中一貫教育の視点に立った小学校向け教材の開発			4「学力調査」結果を踏まえた授業改善	

小学校での今後の研修予定・テーマ

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
研修予定	短時間学習の 進め方	短時間授業の充実に向けて ~「15分」を楽しい時間にするために~	短時間授業の整備 ~評価について考える~	短時間授業の定着 ~完全実施に向けた準備~	戸田市の新しい 英語教育
研修方法	①各授業研究会の活用(地区別・小中一貫教育の視点に立った協議に、「短時間学習」についての協議を追加する)				
	②英語教育研究推進委員会[推進委員に対する指導者講習] →推進委員から学校へ(デジタル教材の活用法、短時間学習に活用できる活動例、評価の検討)				
	③英語教育研究推進委員会[「英語教育リーダー研修受講者」による伝達講習] →推進委員から学校への伝達(校内研修)				
	④担当指導主事による支援(学校訪問・校内研修での情報提供・短時間授業の意義についての説明)				
	⑤夏季休業中の市教委主催の研修会の充実(指導法に関する研修を新た計画・実施)				

平成28年12月12日  
12月 校長会議 資料

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を受けての対応について

平成28年11月2日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から事務連絡がありました。

これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や各種職能団体等の有識者からなる「いじめ防止対策協議会」が、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行い実効的な対策を検討し、とりまとめたものであります。

このとりまとめを受け、各学校で対応していただくことをまとめました。

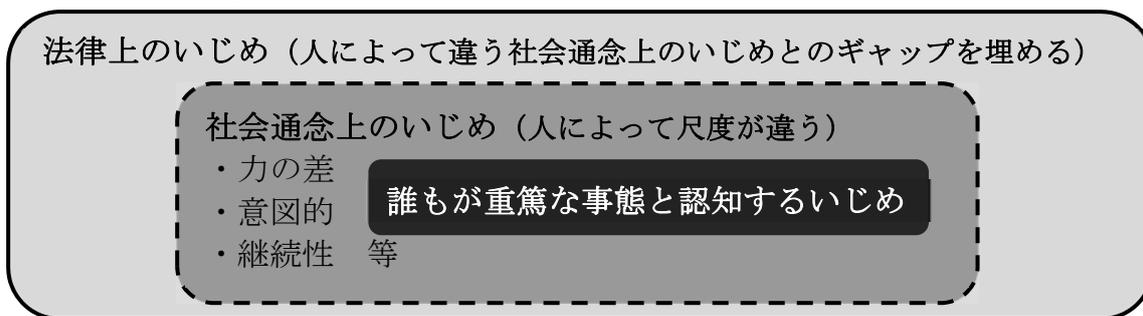
### 1 いじめの認知について

現状・課題	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの認知件数に係る都道府県格差：約30倍</li> <li>いじめの認知件数が0件の学校：全体の43.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの<u>定義の解釈の明確化</u>を図る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員にいじめを認知することの抵抗感がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知<u>件数が増えることは、肯定的に評価</u>されることを周知する。</li> </ul>

※埼玉県はいじめ認知件数は、全国で7番目の少なさである。

※9割の児童が、いじめたりいじめられたりした経験があるとの調査結果がある。

(認知のイメージ図)



(事例)

- ・ Aさんは同じクラスのBさんにいきなり頭をたたかれた。
- ・ Aさんは泣きながら担任の所へ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。
- ・ 担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。
- ・ AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

↓

子供の気持ちになって考え、起こっている事実、先生への訴え等から「いじめ」

## 2 いじめ防止基本方針について

現状・課題	対応の方向性
・学校いじめ防止基本方針が周知されていない。	・ <u>全教職員に方針に基づく対応を改めて確認</u> させる。
	・入学時や年度の初めに、 <u>保護者への説明</u> を行う。
	・ <u>ホームページへの掲載その他の方法により公開</u> する。
	・いじめ対策の <u>達成目標を設定</u> する。
	・目標達成のための <u>取組計画を作成</u> する。

※年度ごとに見直しを行い、実態に合った実効性のある基本方針を作成する。

## 3 学校はいじめ対策組織・いじめの情報共有

現状・課題	対応の方向性
・いじめ対策組織がいじめ問題に中核的に取り組む組織として十分に機能していない。	・情報共有だけでなく、 <u>未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行う</u> 。また、 <u>基本方針の見直しや校内研修等の企画も行う組織</u> とする。
・いじめ対策組織の存在や活動が児童生徒や保護者に認識されていない。	・児童生徒や保護者に対し、組織の存在及び活動が認識される取組を行う。 (ex: 朝会時に、生徒指導担当教員が挨拶する等)
・担任教員がいじめを抱え込み、校内に情報共有がなされず、重大な結果を招いた事案がある。	・いじめの情報を <u>学校の対策組織に報告・共有する義務がある</u> こと、学校がその方法についてルールを策定しておく。
・情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。	・いじめの対応に係る <u>記録を残す</u> 。 (いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)

### 【いじめ防止対策推進法】

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

### 【戸田市いじめ防止基本方針】

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

#### 2 いじめの早期発見

「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換し、情報を共有することが大切である。

### 3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、市教育委員会作成のいじめ問題対応マニュアルや県教育委員会作成の生徒指導ハンドブック「New I's」を通じて、理解を深めておく必要があり、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

【学校いじめ防止基本方針】（戸田第一小学校 学校いじめ防止基本方針から抜粋）

#### 第2 いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくことが大切である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く持つ必要がある。

いじめが発生した際に、深刻化させぬよう早期に発見するために以下のことを全職員で実践していく。

##### (2) 教職員のネットワークを構築する

- ①いじめの問題の重大性の認識、いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図る。
- ②養護教諭や他教科・他クラスの教員からの情報を学年会で共有し、特定の教員が一人で抱え込むことのないように報告・連絡・相談を確実に言い、必要に応じて生徒指導部・管理職も含めた学校全体で対応する。
- ③教科担任制及び学年内T.T.を実施し、学習のつまずきのみならず、生徒指導上の課題についても対応する。

### 4 いじめの未然防止・早期発見

現状・課題	対応の方向性
・加害行為抑止に向けた新たな取り組みが必要である。	・道徳教育を始めとし、 <u>いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されない</u> ことを児童生徒に理解させる。
	・弁護士等による法教育により、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。
・アンケート実施後における結果の評価、個別面談等が行われていないケースがある。	・アンケート調査において、 <u>児童生徒がSOSを出せば必ず学校が対応する</u> ことを徹底する。

## 5 いじめへの対処

現状・課題	対応の方向性
・保護者との信頼関係を気づくことができずに、被害者支援や加害者指導が円滑に進まないケースがある。	・ <u>第一に被害者をいじめから救済</u> し、保護者を安心させる。
	・被害者には、常時付き添い・見守る者を付ける。
	・記録を詳細に残し、 <u>保護者への情報提供を丁寧に行う</u> 。

## 6 重大事態への対応について

現状・課題	対応の方向性
・保護者が重大事態だと申し立てたにもかかわらず、扱わないケースがある。	・申し立てがあったときは、 <u>重大事態が発生したも</u> <u>のとして報告・調査等</u> に当たる。
・被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に提供されないケースがある。	・重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。
	・被害者側への <u>説明責任と個人情報保護の観点</u> を踏まえた情報の取り扱い方を定めておく。

### 【いじめ防止対策推進法28条による 重大事態の定義】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (重大事態の事例)

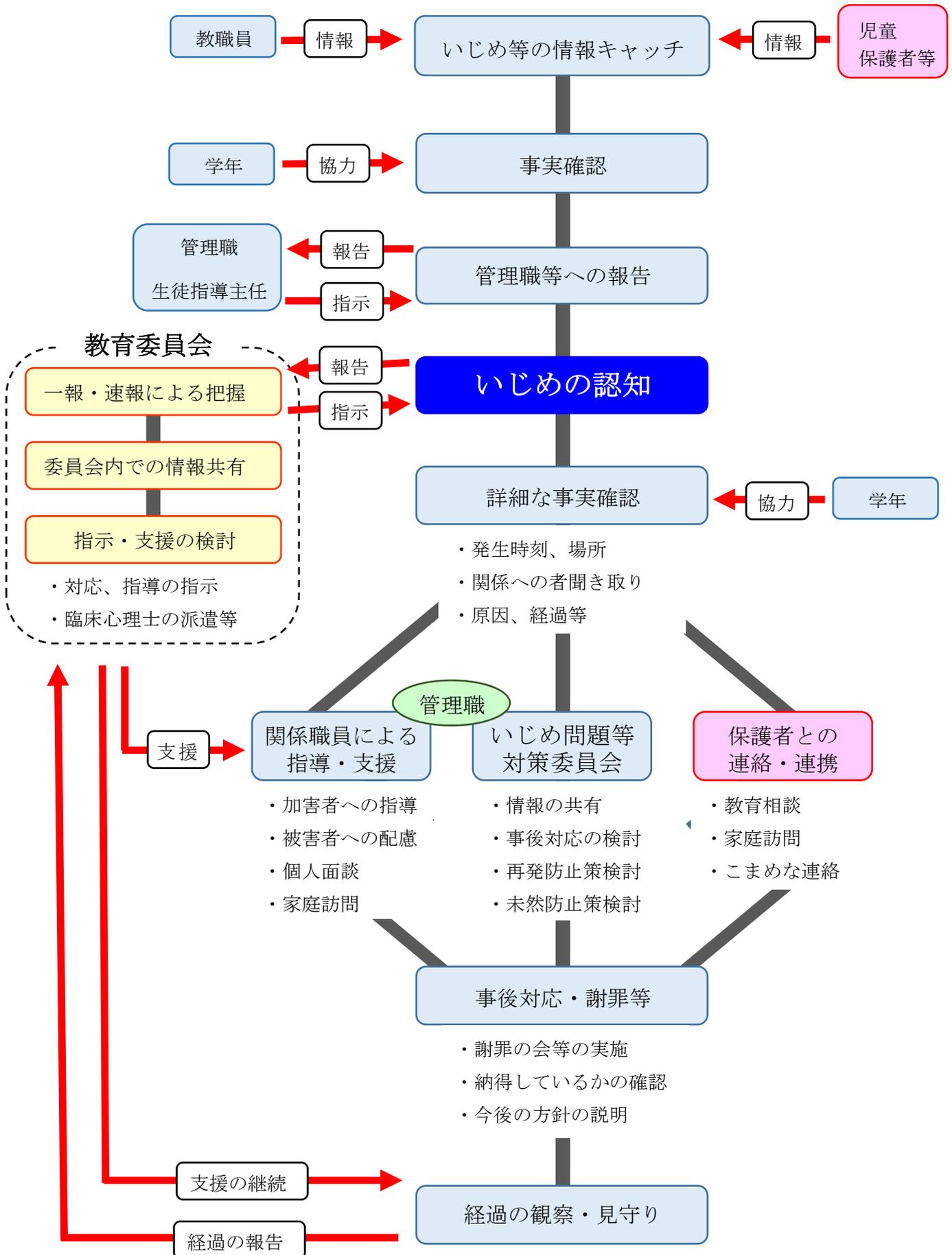
- ・同級生からSNS等インターネットを介した誹謗中傷を受けたことにより、登校をしぶったり自死をほのめかしたりするなどしたもの。警察、病院と連携し対応。
- ・複数の生徒から複数回にわたり、多額の金品を喝取されるとともに、その際、暴力や嫌がらせを受けたもの。
- ・加害生徒との関係に不安を訴え欠席がちとなり、精神的に不安定になったため医療機関を受診したもの。

## 7 法の理解増進等

現状・課題	対応の方向性
・保護者の理解が不十分である。	・法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。
・地域の理解が不十分である	・学校評議員には、必ず当該学校の <u>いじめに係る状況及び対策を報告・議論</u> するようにする。
・法の内容を十分に理解しない教員が存在する。	・校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置づけられるよう、その方策を検討する。
・学校評価において、いじめ防止対策推進法に基づく学校の対応の状況が評価されていない	・学校評価の <u>評価項目に位置づける</u> 。

- ※詳細は、戸教政第2370号「『いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ』について」をよくお読みになってください。
- ※今後、文部科学省から、いじめ防止のための基本的な方針の改訂を含め、対応が示される予定です。市の基本方針等についても、国の動きを踏まえつつ対応を検討していきます。
- ※できるものについては上記の改訂等を待たず、今般のとりまとめの内容を踏まえ、すみやかに検討していただき、対応してください。

# いじめ事案発生時の対応について（学校・教育委員会）



# 報告事項

平成28年第13回教育委員会(定例会)

平成28年12月12日(月)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 平成28年第5回戸田市議会定例会（12月）教育関連一般質問 件名・概要について…………… 1
- ② 戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について…………… 11  
（学務課）
- ③ 平成28年度第63回埼玉県学校歯科保健コンクール審査結果について…………… 12  
（学務課）
- ④ 平成28年度第46回戸田市児童生徒作品展覧会について…………… 13  
（教育政策室）
- ⑤ 平成28年度戸田市算数・数学フェスティバル結果について…………… 15  
（教育政策室）
- ⑥ 戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会について…………… 17  
（教育政策室）
- ⑦ 平成28年度学校給食調理コンクールの受賞について…………… 19  
（学校給食課）
- ⑧ 第17回昔の暮らし展「たんけん 昔の暮らし」の開催について…………… 22  
（図書館・郷土博物館）
- ⑨ その他

平成28年第5回戸田市議会定例会（12月）教育関連一般質問 件名・概要について

本田哲議員（日本共産党）

## 2 新曾小学校への単独校調理場の早期建設について

(1) 新曾小学校への単独校調理場の建設は、子供を学校に通わせている保護者、これから入学をする園児の保護者にとっても早期実現が望まれている。平成27年6月議会で、同趣旨の質問を党市議団として行っているが、確認を含め、以下の4点について伺う。

① 第一種住居地域で単独校調理場が建設されている小学校は複数あるが、同様に第一種住居地域にある新曾小学校への単独校調理場の建設の可否について確認したい。

→ 第一種住居地域では本来工場扱いになる調理場は建設できないが、学校の機能の一部として調理場を建設することは建築基準法上認められている。市内の他の小学校はこの例になる。

しかし、新曾小学校は、校舎そのものが建築基準法第56条の2「日影規制」に該当しており、既存不適格建物とされている。したがって、この「日影規制」の影響で同一敷地内の増築については課題があると認識している。

② 現在、新曾小学校は既存不適格建物であり、この問題を解消しないと、単独校調理場の建設はおろか、児童増に伴う校舎増築、プレハブ建設などもできないと伺っている。既存不適格建物解消についての検討は行っているのか。

→ 現在児童生徒増が続いている本市では、新曾小学校も児童増の傾向にある。今後、教室不足が懸念されることから、既存不適格建物の同一敷地内の建築については、何が課題なのか調査していく。

③ 平成27年6月議会の答弁から、食物アレルギー対応の除去食の実施についての進展は。

④ 給食センターでの除去食対応ができないため、弁当を持参している家庭への給食費減免を求めたが、その後の検討はどうなっているか。

→ 平成28年度における学校給食センター受配校での食物アレルギーを有する児童・生徒数は、小学校3校、中学校6校の計9校で、95名の申請があり、アレルゲン食品は30品目以上にもものぼる。

食物アレルギー対策については、給食センターと各学校の双方において知恵を出し合い、総力を挙げて対応しているところである。

そのひとつとして、昨年度の当初より毎月1回、年間11回にわたり「にこにこ給食の日」を定め実施している。この日は、特にアレルギーを起こしやすいとされる食品のうち、「たまご」「乳」「小麦」「エビ」「カニ」「そば」「落花生」の7品目の食材を使用しない献立メニューを作成し、給食を提供している。

さらに、今年度には、毎年1月に実施される学校給食週間において、給食センター受配校である小学校3校を対象に、初めて「セレクト給食」を実施する予定である。このセレクト給食とは、アレルギーを有する児童でも2種類のデザートからどちらかを選択できるようにし、併せて食への関心と食品を選ぶ力をより高めることを目的に、平成29年1月26日に実施する予定である。

このように、給食センターにおけるアレルギー除去食への対策は、栄養士をはじめ調理士と各学校の給食主任などの協力により、可能な対策を検討、研究を行い実施している。本市の給食センターにおけるアレルギー対応は、県内の他市町村と比較してもそんな色のないきめ細やかな対応をしていると考えている。

また、給食費の減免については、現在はアレルギーを有し、栄養士、校長及び保護者との面談等により年間を通じて給食を一切食べないという判断に至った場合には、給食費はいただいている。

しかし、「おかず」を食べることができなく、その補完として「おかず」を持参する場合や献立内容により「お弁当1食分」を持参する日もあるという場合には、給食費をいただいている。

給食費の減免については、家庭の事情でアレルギー以外の理由で弁当を持参することもあり、一律に減免をすることが非常に困難である。減免を円滑に実施するには、学校と保護者とのトラブル等を防止するためにも、学校の業務負担がさらに増加することが考えられるため、校長会などでも検討する必要があると考える。

しかしながら、給食センターにおいて、アレルギー除去食の提供が可能となれば、「おかず」や「お弁当」を持参することなく、給食の喫食となることが考えられる。

既に給食センターの調理等業務委託化により、アレルギー除去食の提供については、実施に向け検討している。

引き続き、現在の給食センター設備において、不安なく除去食の提供を可能とする品目数や配膳の方法などの詳細についても、検討していく。

## 金野桃子議員（戸田の会）

### 2 戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえと小中一貫校化について

### **(1) 建てかえと小中一貫校化の位置づけについて。**

→ これまでも説明をしているが、戸田東小・中学校の両校の老朽化による建替えが第一の目的である。このことについては、戸田市教育委員会のホームページ上の戸田東小・中学校建替えに関するQ&Aにも掲載している。

また、戸田東小学校の急激な児童数の増加に伴い、平成30年度から教室不足が生じる見込みとなっていることやコストの削減等、効率的な建替えについて総合的に検討した結果、隣接している両校を一体型の学校にして建替えることとした。

そして、小中一体型の学校であれば、現在も市内全ての小・中学校で行っている小中一貫教育をさらに充実・推進できるメリットもあることから、建替えに合わせて小中一貫校として整備することとした。

### **(2) 保護者や地域に対する説明について。**

→ 戸田東小・中学校の建替えの実施について、平成28年8月末から9月上旬にかけて、地域説明会を戸田東中学校で開催したところ、戸田東小・中及び喜沢小の3校に係る町会代表者及びPTA代表、学校開放運営委員会代表などの参加があった。保護者説明会は、戸田東小学校で全保護者対象に1回実施し、約200名の参加があった。喜沢小学校では、4年生から6年生の保護者を対象に2回実施し、約120名の参加があった。いずれの説明会でも改築に至った経緯、設計から工事のスケジュール、設立準備委員会及び戸田市の小中一貫教育について説明を行った。

なお、説明会での質問は、主に工事期間中のことが多く出され、工事中の「騒音」「安全対策」「戸田東中を戸田東小の児童が利用することへの児童生徒の環境の変化のこと」など様々な質問であった。

また、説明会の参加者以外にも広く周知することを目的として、質疑の多かった内容を中心に、Q&A形式にて、戸田市教育委員会のホームページへ掲載するとともに、説明会の開催の都度、教育委員会のFacebookにおいても周知している。戸田東小・中学校の建替えにおいては、今後も設計や工事の進捗について、可能な限り早く公開していく。

戸田東小・中学校の建替えは、戸田市として初めての学校の建替え事業である。今後、順次老朽化した市内の小中学校を数十年にわたり建替えを行っていくこととなる。この度の建替えは、今後の学校建替え事業のモデルともなることも想定して進めていく。

### **(3) 今後の進め方について。特に「小中一貫校設立準備委員会」について。**

→ 「小中一貫校設立準備委員会」は、平成28年5月30日に発足した。準備委員

会の構成員は、教育部長を委員長とし、教育委員会の各所属長、関係する学校の校長、学童保育やファシリティマネジメントの関係部局の所属長で構成している。これまでの準備委員会の開催状況として、説明会や設計業務委託等について3回開催した。今後も議題に応じて随時、開催をしていく。なお、必要に応じ有識者からの御意見をいただくことも考えている。

また、準備委員会の下部組織として、学校建設、カリキュラム、学校運営の3つのワーキンググループを設置した。

学校建設ワーキンググループは、学校施設の規模や複合化、共有施設、既存施設の活用、その他学校建設に関する検討を、カリキュラムワーキンググループは、教育カリキュラムの編成及び学校行事、指導体制、その他教育課程に関する検討を、学校運営ワーキンググループは、学校組織、その他学校運営などに関する検討を行う。

各ワーキンググループで調査・研究及び検討した結果を準備委員会で報告し、そこで再度検討し、方針案を決める。

## 花井伸子議員（日本共産党）

### 3 就学援助の充実について

#### (1) 「義務教育は無償」の観点から、文部科学省が見直した就学援助支給基準の新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を戸田市でも追加すべきでは。

→ 就学援助は、経済的理由により小・中学校に就学することが困難な世帯に対し、学用品費や学校給食費等の就学援助費を支給するもので、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とし、要保護者および準要保護者を対象に実施している。

PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の新3費目は、要保護者に対する就学援助の国庫補助対象経費として、平成22年度に新たに追加されたものである。

要保護者に対しては、生活保護費が支給されることから、就学援助費としての支給は実質、修学旅行費のみとなっている。

一方、準要保護者に対する就学援助は自治事務であり、国庫補助の廃止に伴い、一般財源化されていることから、新3費目を準要保護者に対して支給する自治体は、まだまだ少ない状況である。

本市においては、就学援助制度の趣旨を受け止め、保護者への周知、申請手続の簡素化による利便性の向上を図り、援助を必要とする保護者が確実に申請できるよう努めていることから、準要保護の認定数は年々増加しており、今後は、児童生徒

数の増加に伴い、さらに増加する見込みとなっている。

こうした中、限りある財源の中で、現在の支給水準を維持していくことを考えると、PTA会費・クラブ活動費の支給については、財政上大きな予算措置を伴い、学校の負担も増加することから、現段階では、支給することが難しいと考えている。

一方で、中学校の生徒会費については、財政的な負担が比較的小さく、事務負担が少ないと判断できるため、平成29年度から支給できるように進めている。

## 望月久晴議員（日本共産党）

### 2 戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえについて

#### (1) 小中一貫校で児童生徒数が1,800名になるが、弊害が大き過ぎるのではないか。

→ 児童生徒数が増えることについて、教員にとっても、児童生徒にとっても、特段の問題はないと考えている。また、きめ細かい指導ができなくなるのではないかとといった憶測があるかと思うが、国の「教職員定数の標準に関する法律」に基づき、児童生徒数が増えれば、教員数も多く配置されるため、小規模校に比べ、より多くの教員が一人一人の児童生徒を見守ることができるようになる。

さらに、大規模校のメリットとして、教員の数が多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員を配置しやすいこと、学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導についての連携を深めやすいこと、校務分掌を組織的にしやすいこと、などが考えられる。

運動会・体育祭といった行事や特別教室等の割り振りについては、児童生徒数や学級数から検討し、施設・設備と学校運営の両面から、特別教室の部屋数を増やすなど、充実したものとなるよう研究しているところである。

また、教員相互の連絡調整についても、小規模、大規模に関係なく、学校としての組織マネジメントが図られていれば、学校運営上、支障はない。さらに、小中一貫校となることで、一層小・中学校間での教員の連携は図りやすくなるものと考えている。

11月に視察した川崎市の小中一貫校では、小・中学校間の連携が充実することで、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる課題が緩和され、不登校生徒や暴力行為が減少するなど、教職員の大きな負担となっている生徒指導上の課題や、学習のつまずきの解消といった成果が挙げられている。

また、10月に視察した足立区の大規模な小中一貫校である義務教育学校においては、特段、教職員の負担には言及されていなかったが、管理職の負担が大きくな

るということは述べられていた。

**(2) 建設工事・解体工事によって、3年間校庭が使用できなくなると聞いたが、体育・部活動はどのように対応するのか。**

→ このことについては、市教育委員会ホームページでQ&Aを公開したり、当該校での説明会も行ったりしているが、3年間、校庭が全て使用できなくなるというような説明はこれまで一度も行っていない。

現段階では、まだ工事のスケジュール等が確定していないが、戸田東小・中すべての校庭が使用できなくなることがないように検討を進めている。

また、体育の授業については、確保する校庭スペースに加えて、中学校の体育館や武道場、近隣学校の校庭や体育館を使用していくことも検討している。

部活動については、他校と合同で行ったり、近隣の公共の施設を活用したりすることも検討している。

今後も、工事のスケジュールや施設・設備の有効的な活用については、慎重に検討を重ねていく。

保護者の方などが、不明な点や不安なことがあったら、直接、市教育委員会に連絡するよう、議員からもお伝えいただきたい。

**(3) 通学区の変更は難しいと答弁されているが、どの程度の対応をされたのか。**

→ 戸田東小学校の児童数の増加に伴う対応については、一部の地区を他校に学区変更した場合、戸田東小学校と他校の児童数や教室数はどうなるか等、様々なシミュレーションを行った。

その結果、一部の地区を他校に変更した場合でも、戸田東小学校の教室不足が解消できないことや、変更先の学校で教室不足が心配される状況があった。

また、通学区を一部変更して対応できたとしても、今後の児童生徒数の推移によっては、また同じ地域の通学区の変更を検討する可能性も心配された。さらに、通学区には、過去の地域の実情や歴史の中で、学校と保護者・地域の皆様で築きあげた大切なつながりもある。このように様々な想定をして検討をした結果、人口の増加が続いている現在の状況で、通学区を変更することは望ましいことではないと判断したところである。

**竹内正明議員（公明党）**

**1 交通安全対策について**

**(1) 通学路の安全対策について。**

### ① 課題や要望などについての吸い上げや対応について。

→ 通学路は、児童生徒が安全に登下校できる経路を、交通量や危険箇所等を総合的に判断し、各学校の校長が定めている。各学校では、毎年定期点検を行うとともに、随時通学路の安全点検を行っている。また、保護者や地域の方の御協力をいただき、通学路で危険な所があれば学校に情報提供していただいている。

校長は、通学路の危険箇所を把握し、市の対応が必要と判断した場合、教育委員会に具体的な対応の依頼を行う。教育委員会は、依頼の内容に応じて道路河川課や防犯くらし交通課などの関係各課や警察署に連絡し、対応している。

こうした対応とは別に、今年度は、埼玉県通学路安全検討委員会によって、5年に1度行われる通学路安全総点検が実施された。

この点検は、埼玉県が通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「通学路の安全確保に関する取組の方針」に基づいて実施され、点検結果等に基づく通学路整備計画を策定し、通学路の安全対策を進めていくことを目的に行われるもので、各学校では、この通学路安全総点検を6月から7月に実施した。その後、点検結果を教育委員会でとりまとめ、県の担当課に提出している。その後、地区通学路安全検討委員会で、対策必要箇所の確認や対策案を検討し、検討結果を、点検を実施したすべての学校に通知することとなっている。

戸田市が関係する地区通学路安全検討委員会には、県と市の関係課や国道事務所、警察署の担当者、また、電柱の移設等も関係することから電力会社や通信会社も出席して、課題となった箇所について検討が行われた。

現在、各学校が、点検結果で示した課題や要望の中で、市レベルで対応する内容については、おおむね検討結果が示されたため、11月上旬に各学校に周知したところである。県レベルで対応する内容については、検討結果が示され次第、各学校に周知する。

今後も、児童生徒が安全に登下校できるよう、学校から要望があった場合は、関係各課との連携を密にして対応する。

## 手塚静枝議員（公明党）

### 2 「セカンドブック」事業の導入を

- (1) 本を通じて言語力や想像力などを養うためには、読書は欠かせない。新小学1年生に「セカンドブック」の贈呈を再度要望する。また、事業導入時に「読書通帳」の配布を望むが、いかがか。

→ 「セカンドブック」の贈呈については、平成21年3月定例会の一般質問において提案いただき、その際、本の選定や予算の確保などの課題を踏まえ、今後研究したいと答弁したところである。

セカンドブック事業については、子供たちが読書の楽しさを知るきっかけを作り、自発的な読書活動につながる第一歩となる効果的なものであると理解している。また、県内でも近年この事業を実施する自治体が出始めていることも承知している。

本市では、平成11年度から「おめでとう いちねんせい 本はみんなのともだち」という児童向け本の紹介リーフレットを毎年、新小学1年生に配布して、子供の読書への意識付けを行っている。ここに掲載している推薦図書は主として絵本であり、平均単価が1,400円程度になる。児童数の大変多い本市においては、予算の配分等の問題があり、現状では、新1年生への推薦図書のリーフレット配布にとどまっている。

しかしながら、セカンドブック事業が子供の読書活動の推進に効果的であるという認識の下、先進事例を研究しつつ引き続き検討するので御理解賜りたい。

なお、セカンドブック事業を実施する際には、今年度から始めた「読書手帳」を併せて配布するようにしたい。

## 酒井郁郎議員（戸田の会）

### 2 戸田東小学校・戸田東中学校の一貫化について

戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえに伴う、小中一貫化に期待する。現段階で検討が必要と思われる諸課題について質問する。

(1) 小学校と中学校の二校で構成される「小中一貫校」ではなく、一つの学校として運営する「義務教育学校」を選択し、カリキュラムの一体化や異学年交流を推進しては。

→ 義務教育学校の学級数については、学校教育法施行規則に18学級以上27学級以下を標準とすると定められている。戸田東小・中学校においては、今年度の学級数は小・中合わせて、すでに35学級であり、今後、さらに増加することが予想され、標準を大きく超えることとなる。

このような学校規模で、義務教育学校として小・中合わせて1人の校長が、児童生徒の安全管理や教職員の管理など事故を起こさない学校づくりを進めていくには、特に優れたマネジメント力をもった校長が配置され続けていくことが必要不可欠である。そのためには、管理職人事を行う県教育委員会による人材確保のための特段の配慮が必要であり、本市だけでは解決できない課題となる。

また、義務教育学校では、小・中の相互乗り入れ授業を行うなど、小・中の枠を超えて指導を行う力を有することが求められる。そこで、教育職員免許法には、義務教育学校の教員について、小学校教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないと定められている。しかしながら、市内はもとより、県内においても、小中両方の免許を所持している教員は、少ない状況である。

このような状況を鑑み、戸田東小・中学校については、それぞれの学校に校長を置き、施設一体型の小中一貫校としての設置をベースに検討しているところである。

小中一貫教育については、現在においても、戸田東小・中学校だけでなく、市内の全ての学校において「目指す児童生徒像」「重点目標」を設定・共有し、小中一貫教育を進めている。また、小学校の英語活動から教科としての中学校の英語まで9年間の一貫したカリキュラムも実施している。

また、異学年交流については、児童会と生徒会の交流、小学生の部活動見学、小中合同の清掃活動などの取組も行っている。

## **(2) 戸田東小学校・戸田東中学校以外の市内小中学校においては、施設分離型の小中一貫化実施の方向で検討しては。**

→ 既に本市においては、全校で学力向上や生徒指導、行事等における小・中学校間の交流などの取組により、施設分離型の小中一貫教育を実施している。

今年度は、地区ごとに小・中学校の教員が一堂に会し、小中一貫合同研修会を実施し、指導方法の工夫・改善に取り組んだり、小・中学校が協力して指導にあたりたりする取組も始めている。

これまでの取組の成果を踏まえつつ、戸田東小・中学校を「小中一貫教育の知の拠点」として、効果的な小中一貫教育の在り方についての研究を進めていく。また、その成果を各学校へ広め、「ゆるやかで広い小中一貫教育」を今後も着実に進めていく。

## **(4) 校舎の設計について。**

→ 平成28年10月に設計委託業務の業者が決定し、校舎等の配置計画など設計業者の提示された案について検討を行っているところである。また、他の自治体の義務教育学校や小中一貫型・小学校中学校の視察を実施し、視察先の教育委員会や校長等から運営上の諸問題について御教示いただいたところである。

職員室やプール、普通教室や特別教室の考え方等については、先の視察で御教示いただいたことや、他の自治体そして文部科学省の知見をいただきながら総合的に検討し、今後の設計に生かしていきたいと考えているところである。

## **(5) その他、懸案事項について**

- 教室等の考え方における懸案事項としては、小学生と中学生が共有して利用する図書室について、どのような利用形態等にしていくのか、また、戸田市が進めている教育改革の一環として、「21世紀型スキル」を育ていけるような教室も検討していきたい。

## **真木大輔議員（戸田の会）**

### **1 除草ヤギの活用について**

#### **(2) 主に環境負荷軽減や環境教育、市民への癒やし提供のために、除草業務にヤギを活用してはどうか。**

- 学校教育で除草ヤギを活用していくためには、教育課程や学校行事等の関係、安全面、アレルギー等の対応など、課題もある。  
しかし、このような取組が実施される場合には、校長会議等で紹介していく。

### **2 市内在住外国人に対する相談体制の充実について**

#### **(1) 市役所や学校現場における外国人対応の現状について。**

- 市内小中学校へ通う手続のために学務課の窓口や学校にお越しになる方の中には、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語等、様々な外国語を話す方がいる。  
そのような保護者の方がお越しになる場合には、ほとんどの方は通訳のできる方を同伴して来られる。日本語がわからない保護者の方がお一人で来た場合には、英語が通じれば、英語が堪能な職員の協力を求めたり、中国語であれば戸田市国際交流協会の職員や教育センターで日本語指導を担当している職員の協力を得たりして対応しており、大きな支障はなく対応できている。  
しかし、それ以外の言語の場合には、埼玉県国際交流協会内の外国人総合相談センターに依頼し、電話による仲介通訳を活用している。  
市内在住外国人で小中学校にお子さんを通わせたいと手続にお越しになる方は増加することが予想されるため、今後も関係機関との連携を図って対応していく。

## 戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について

平成28年11月19日抽選会実施後

学 校 名	通学区域内で 希望した児童数(人)	通学区域外から 受け入れる児童数(人)	通学区域外児童 受入定員数(人)	合計人数(人)
戸田中学校	236	35	35	271
戸田東中学校	119	8	35	127
美笹中学校	91	1	35	92
喜沢中学校	172	16	35	188
新曽中学校	293	24	35	317
笹目中学校	177	25	25	202
戸田中学校 (特別支援学級)	4	1		5
喜沢中学校 (特別支援学級)	3	0		3
笹目中学校 (特別支援学級)	7	0		7
合 計	1,102	110		1,212

※ 戸田中学校については抽選会を実施しました。

## 報告事項③

### 平成28年度第63回埼玉県学校歯科保健コンクール審査結果について

#### 【入選校】

- ・ 戸田市立美谷本小学校
- ・ 戸田市立芦原小学校
- ・ 戸田市立喜沢中学校

#### 【年間努力校】

- ・ 戸田市立戸田中学校

#### 【PTA活動優秀校】

- ・ 戸田市立戸田南小学校

## 平成28年度第46回戸田市児童生徒作品展覧会について

- 1 期 日 平成28年11月12日(土)  
展示公開 9:00~16:00
- 2 会 場 戸田市立戸田東小学校
- 3 会場設営 平成28年11月11日(金) 9:00~14:00  
搬入 平成28年11月11日(金) 14:15~16:30
- 4 作品搬出 平成28年11月12日(土) 16:00~16:35  
平成28年11月14日(月) 8:40~ 8:50  
撤 収 平成28年11月14日(月) 9:10~11:00
- 5 出品基準 (1) 書 写 各学級2点  
(2) 図画工作・美術  
①平面 各学級1点  
②立体 各学級1点  
(3) 家庭(小) 各学級2点 5・6年生のみ  
(4) 家庭(中) 各学級1点  
(5) 技術(中) 各学級1点  
(6) 特別支援学級(小) 1人平面及び立体1点 合計2点  
(7) 特別支援学級(中) 1人平面もしくは立体 1点
- 6 来場いただいた来賓  
1 神保 国男 市長  
2 中山 祐介 文教・建設常任委員会委員  
3 竹内 正明 文教・建設常任委員会委員  
4 戸ヶ崎 勤 戸田市教育委員会教育長  
5 鈴木 晃 戸田市教育委員会教育委員  
6 鈴木 研二 戸田市教育委員会事務局教育部長
- 7 出品数 1, 825点(小学校1, 236点 中学校589点)  
参加者数 2, 967人  
・小学校 : 児童 1, 108人 保護者 1, 341人  
・中学校 : 生徒 144人 保護者 308人  
・来賓・一般・学校職員 66人



## 平成28年度 戸田市算数・数学フェスティバル結果について

- 1 実施日時 平成28年11月26日(土)  
 ・ 9:00～11:45 第13回数学コンテスト  
 ・ 13:30～15:30 第9回算数・数学おもしろ教室
- 2 実施会場 戸田南小学校 (H27～戸南小、H24～26 戸一小、H20～23 芦原小)
- 3 参加人数 午前 97名 (小69名、中28名)  
 午後 433名 (小428名、中5名)  
 計 530名 (小497名、中33名)
- 4 結果等 (1)第13回数学コンテストについて (午前)  
 ア 対象者 市内在住の小学校4年生から中学校3年生  
 イ 応募、参加児童生徒 (別紙一覧参照)  
 ・ 応募者数 109名 (小78名、中31名)  
 ・ 参加者数 97名 (小69名、中28名)  
 ※平成27年度参加者77名 (小65名、中12名)  
 ウ 問題について ホームページに掲載  
 エ 成績優秀者  
 ・ 最優秀賞 (小) 新曾北小学校 5年  
 (中) 喜沢中学校 3年  
 ・ 優秀賞 <成績優秀者(学校順)>  
 戸田第一小学校 6年  
 戸田東小学校 5年  
 戸田東小学校 5年  
 戸田南小学校 5年  
 芦原小学校 6年  
 芦原小学校 6年  
 戸田中学校 3年  
 戸田東中学校 3年  
 喜沢中学校 3年  
 ・ 優秀賞<4年生最優秀者>  
 新曾北小学校 4年  
 ・ 優良賞<4年生成績優秀者>  
 笹目東小学校 4年  
 新曾北小学校 4年
- (2)第9回算数・数学おもしろ教室について (午後)  
 ア 応募、参加児童生徒 (別紙一覧参照)  
 ・ 応募者数 506名 (小500名、中6名)  
 ・ 参加者数 433名 (小428名、中5名)  
 ※参考 平成27年度参加者 341名 (小334名、中7名)
- (3)のべ参加者数 530名 ※平成27年度のべ参加者数418名
- 5 講師等  
 ・ 市内ボランティア教員 41名 (事前研修のみを含め43名)  
 ・ 中学校アクティブティーチャー6名  
 ・ 埼玉大学教育学部学生 12名 (事前研修のみを含め16名)

1 数学コンテスト (AM)



2 算数・数学おもしろ教室 (PM)



## 戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会について

市制施行50周年記念戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会  
実施要項

- 1 趣 旨 プレゼンテーション大会は、児童生徒の思考力、判断力、表現力を高め、これからのグローバル社会を生き抜くために必要な自己表現力を育成することを目的とする。
- 2 主 催 戸田市教育委員会
- 3 開催日時 平成29年1月14日（土） 13:00～16:00
- 4 開催場所 新曽福祉センター ホール
- 5 実施部門 ①小学生の部  
②中学生の部
- 6 参加要領 ①戸田市内の小学校第5学年～中学校第3学年  
②個人又はチーム（1チーム3人まで）  
③各学校1名又は1チーム参加する。  
※各学校で選考を行い、1名又は1チームの参加とする。
- 7 発表内容 戸田市市制施行50周年を記念し、児童生徒が戸田市のよさを認識したり、未来の戸田市のためにできることについて考えたりした内容とする。タイトルは、発表内容に基づき、各学校において決定する。
- 8 発表方法 ①プレゼンテーションのスライドは、Microsoftパワーポイントで資料を作成し、大型スクリーンに映しながら発表する。  
②プレゼンテーションは、原稿を読まずに行う。  
③日本語による発表を基本とする。ただし、発表中、日本語以外の言語による内容が一部含まれることも可とする。  
④資料などの配布はできない。
- 9 発表時間 1チーム（1個人）あたり5分以内とする。
- 10 参加者の届け出  
平成28年11月18日（金）  
※本人・保護者の承諾を得る。  
当日の引率は、保護者にお問い合わせする。

1 1 データ提出締切

初回 平成28年 12月 9日 (金)

最終 平成28年 12月26日 (月)

※使用するソフトは、Microsoftパワーポイントとする。

スライドの枚数についての制限はなし。

著作権等に十分配慮し、作成する。

- 1 2 表彰
- |        |        |          |
|--------|--------|----------|
| ①小学生の部 | グランプリ  | 1名 (チーム) |
|        | 準グランプリ | 3名 (チーム) |
| ②中学生の部 | グランプリ  | 1名 (チーム) |
|        | 準グランプリ | 1名 (チーム) |

- 1 3 記念品 参加者全員に記念品を用意する。

1 4 リハーサル

当日の午前中にリハーサル・事前打ち合わせを行う。

- 1 5 来賓 戸田市長  
戸田市議会議長及び議員

- 1 6 審査員 戸田市教育委員会教育長  
戸田市教育委員  
大学関係者  
民間企業 等

- 1 7 指導講評 戸田市教育委員会教育政策室長

- 1 8 民間企業によるプレゼンテーションの実演

- 1 9 評価の観点 別紙3 プレゼンテーション大会評価規準 参照

- 2 0 その他 (1) 教育課程に位置付けられている学習 (例 総合的な学習の時間)、  
または今年度に関しては授業以外の学習等において、大会の趣旨を  
踏まえ取り組む。  
(2) 戸田市長、戸田市議会議長及び議員、教育委員、各小・中学校長、  
参加児童生徒の保護者への案内状を送付する。  
(3) その他必要事項は、別に定める。

平成28年度学校給食調理コンクールの受賞について

平成28年7月26日に行われた埼玉県教育委員会、(公財)埼玉県学校給食会等が主催する学校給食調理コンクールにおいて、学校給食センターチームと、美谷本小学校チームがそれぞれ「協賛団体賞」を受賞しました。また、平成28年11月29日に表彰式が行われました。

協賛団体賞

戸田市立学校給食センターチーム



発芽玄米ごはん 牛乳  
和風六艇ビビンバ 戸田っ子野菜の香り漬け  
彩の国すまし汁 柿

協賛団体賞

戸田市立美谷本小学校チーム



けやキングパン 牛乳  
とだっこ夏野菜シチュー まめまめサラダ  
さわやか夏みかんゼリー



# 賞状

戸田市立学校給食センターチーム様

あなたは平成二十八年年度埼玉県  
学校給食調理コンクール課題  
献立部門において優秀な成績を  
おさめられましたので、これを  
賞します

平成二十八年十一月二十九日

全埼玉県パン協同組合理事長立川正公

埼玉県学校給食種類協同組合理事長川田真幸



# 賞状

戸田市立美谷小学校チーム様

あなたは平成二十八年年度埼玉県  
学校給食調理コンクール自由  
献立部門において優秀な成績を  
おさめられましたので、これを  
賞します

平成二十八年十一月二十九日

全埼玉県パン協同組合理事長立川正公

埼玉県学校給食種類協同組合理事長川田真幸



平成28年度

## 学校給食調理コンクール 受賞チーム一覧

<課題献立部門>	
埼玉県教育委員会教育長賞	越生町立越生小学校チーム
埼玉県学校給食会理事長賞	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園チーム
埼玉県学校給食センター研究協議会会長賞	桶川市立桶川東小学校チーム
埼玉県米消費拡大推進連絡協議会会長賞	さいたま市立さくら草特別支援学校チーム
協賛団体賞	北本市立東中学校チーム
協賛団体賞	戸田市立学校給食センターチーム

<自由献立部門>	
埼玉県教育委員会教育長賞	宮代町教育委員会チーム
埼玉県学校食育研究会会長賞	幸手市栄養士部会チーム
埼玉県学校栄養士研究会会長賞	春日部市学校栄養士研究会チーム
埼玉県学校給食牛乳協議会会長賞	東秩父村学校給食共同調理場チーム
協賛団体賞	埼玉県立越谷特別支援学校チーム
協賛団体賞	戸田市立美谷本小学校チーム

## 報告事項⑧

### 第17回昔の暮らし展「たんけん 昔の暮らし」の開催について

- 1 名称 「たんけん 昔の暮らし」
- 2 開催趣旨 「電気・ガス・水道」という今の生活には欠かせないものがなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしてきた。その道具は、現在では見かけなくなったものが増えたが、現在使われている電化製品等の元として改めて見ると、新しい発見があるかもしれない。そうしたことを踏まえ、展示では、初期の電化製品も併せて展示し、変化してきた暮らしを昔の道具や部屋の様子等を通じて紹介する。
- 3 開催期間 平成29年1月14日（土）～3月5日（日）【44日間】  
※期間中休館日：1月23日（月）、30日（月）、31日（火）、2月13日（月）、  
27日（月）、28日（火）  
プレ展示として12月中旬より1階・3階ロビーを使用して、昔の暮らしの様子や道具の移り変わり等を展示（～3月5日まで）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室、展示室前ロビー  
1階ロビー等
- 5 主催 戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 第1章 暖かく暮らすための工夫コーナー  
ストーブやかいまき等  
第2章 衣に関するコーナー  
衣類や洗濯、裁縫道具等  
第3章 食に関するコーナー  
炊事に関する道具を中心に、調理道具、食卓の道具等  
第4章 ダイニングキッチンのある暮らし  
ダイニングキッチンとダイニングテーブル等による食事風景の再現展示  
第5章 明りに関するコーナー  
ランプ、がんどろ、電灯等  
第6章 清掃や衛生に関するコーナー  
ほうき、はたき、蠅とり紙、便所関連の道具等  
第7章 初期電化製品

テレビや冷蔵庫、洗濯機等

## 第8章 昔のこども

昔の遊び道具やこどもの関わる道具を紹介

- 7 入場料 無料
- 8 対象 一般
- 9 警備態勢 開館時：展示監視員1名の配置、警備員による定期巡回  
閉館時：警備員2名が通年にわたり常駐
- 10 関連事業 ミニ講座
- 名称：①糸車で糸をつむごう(仮称)  
②洗濯板とたらいで洗濯をしてみよう(仮称)  
③昔のくらし道具合わせゲーム大会(仮称)
- 指導：当館学芸員
- 会場：郷土博物館 3階常設展示室・講座室・特別展示室
- 対象：小・中学生
- 費用：無料
- 名称：昔の道具たいけんフェスティバル(仮称)
- 指導：当館学芸員
- 会場：郷土博物館 3階常設展示室・講座室・特別展示室
- 対象：小・中学生
- 費用：無料
- § 博物館授業**
- 期間：展示期間中
- 会場：特別展示室、講座室及び常設展示室
- 内容：地域の人々の生活について、家屋、道具等の移り変わりを中心に調べ、100年くらいの間に大きく変化してきたことを理解するとともに、地域の文化財や年中行事に関心を持てるよう支援する。
- 指導：当館学芸員(博物館ボランティアによる支援あり)
- 対象：市内小学3年生(全12校)
- 11 印刷物
- ・ポスター(A3判、4色)：900枚[主として町会配送542枚他]
  - ・リーフレット(A4判、両面、表4色、裏1色)：1,000部  
[小学校児童数配布7763部、他館郵送他]

- 12 広報活動 「広報戸田市」 1月1日号（関連事業の一部は2月1日号）
- ・ポスター掲示（町会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館等施設）
  - ・リーフレット配布（小学校家庭数配布 小学校及び中学校クラス数配布、公共施設、他の博物館等施設）
  - ・館ホームページ、館内掲示の充実
  - ・報道機関への情報提供
  - ・イベント関連サイトでの情報提供  
（日本博物館協会、インターネットミュージアム、文化遺産オンライン、科学館ポータルサイト、埼玉文化イベント情報、すくパラ倶楽部等）
- 13 展示企画 郷土博物館担当学芸員  
山田あさぎ、最上志乃、石川達也、細井薫子